

目次

| | |
|---------------------------------------|----|
| 🔗 新年度から保全業務を引き継いだ施設管理者の皆さまへ | 1頁 |
| 🔗 令和6年度建築保全業務労務単価について | 1頁 |
| 🔗 官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）におけるURLの変更について | 2頁 |
| 🔗 官庁施設の被災情報伝達について | 2頁 |
| 🔗 外壁における外装仕上げ材の10年点検について | 4頁 |

🔗 新年度から保全業務を引き継いだ施設管理者の皆さまへ

今年度より新しく施設管理のご担当となられた方もいらっしゃるかと思います。保全業務を行う上で必要と考えられる情報について、前任者からの引き継ぎ事項を把握いただくと共に、以下の項目についても併せて確認しておきましょう。

保全業務を行う上で必要と考えられる情報

- ① 施設の基本的な情報 : 構造規模、所在地、図面、申請届出書類等
- ② 点検等の記録 : 点検や測定等の記録、点検等業務の年間スケジュール
- ③ 修繕履歴 : 過去も含めた修繕工事の履歴
- ④ 関係連絡先 : 保守管理・工事関係・電気ガス水道通信等の各契約先
事故・故障、被災時の連絡先
- ⑤ 修繕等計画 : 当該年度の修繕計画・予算要求の状況等（年度保全計画）
中長期の修繕計画・予算要求の状況等（中長期保全計画）
- ⑥ BIMMS-N 関連 : ユーザーID、パスワード

また、初めて施設管理をご担当される方に向けて、中国地方整備局では保全業務初任者講習会を実施しております。今年度6月初旬を目処に開催する予定としておりますので、別途ご案内いたします。

🔗 令和6年度建築保全業務労務単価について

国土交通省官庁営繕部が毎年度実施している建築保全業務労務費の調査結果に基づき、令和6年2月16日付けで令和6年度建築保全業務労務単価が公表されております。国土交通省HPで公表されておりますので令和6年度4月からの保全業務委託費算定等労務単価としてご活用ください。

* 報道発表資料（国土交通省HP）：https://www.mlit.go.jp/report/press/eizen03_hh_000062.html

* 過去の建築保全業務労務単価（国土交通省HP）：http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_fr2_000001.html

1. 日割基礎単価

(単位:円/日)

| 地区 | 保全技師・保全技術員等日割基礎単価 | | | | | | 清掃員日割基礎単価 | | | 警備員日割基礎単価 | | |
|----|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|-----------|--------|--------|-----------|--------|--------|
| | 保全技師Ⅰ | 保全技師Ⅱ | 保全技師Ⅲ | 保全技師補 | 保全技術員 | 保全技術員補 | 清掃員A | 清掃員B | 清掃員C | 警備員A | 警備員B | 警備員C |
| 広島 | 24,100 | 22,800 | 24,600 | 20,200 | 19,400 | 16,800 | 16,200 | 12,800 | 11,800 | 17,300 | 14,700 | 13,000 |

2. 割増基礎単価率

| 地区 | 割増基礎単価率 | | | | | | | | | | | |
|----|---------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|------|------|-------|
| | 保全技師Ⅰ | 保全技師Ⅱ | 保全技師Ⅲ | 保全技師補 | 保全技術員 | 保全技術員補 | 清掃員A | 清掃員B | 清掃員C | 警備員A | 警備員B | 警備員C |
| 全国 | 9.5% | 9.8% | 9.5% | 9.2% | 9.9% | 10.3% | 10.1% | 10.9% | 11.1% | 9.6% | 9.4% | 10.6% |

3. 宿直単価

(単位:円/回)

| 地区 | 宿直単価 |
|----|-------|
| 全国 | 4,700 |

官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）におけるURLの変更について

保全実態調査の回答や保全台帳のデータ管理等でご利用いただいております官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）について、次期システムへの移行に伴うアクセスURL及びヘルプデスク連絡先が変更されましたのでお知らせいたします。なお、ログイン方法、ユーザーID、パスワード、各種機能、操作画面、操作方法等に変更はありません。

令和6年4月22日からのURL：<https://bimms-n2023.mlit.go.jp/>

問い合わせ先：

◇入力内容について

国土交通省 中国地方整備局

営繕部 調整課 保全企画係

TEL：082-221-9231(内線 5631)

Mail：eizenhozen@cgr.mlit.go.jp

◇システム操作方法について

株式会社 日立ソリューションズ・クリエイト

官庁施設情報管理システム ヘルプデスク

TEL：090-9321-1273

Mail：hsc-bimms-support@hitachi-solutions.com

ユーザーID、パスワードについては、ID・パスワードは各省各庁のID管理責任者が管理し、各施設保全責任者に付与しております。不明な場合は前任者にご確認いただくか、各省各庁のID管理責任者へお問い合わせをお願いします。（中国地方整備局営繕部では、ID、パスワードは把握しておりません。）

官庁施設の被災情報伝達について

官庁施設は災害時においても、災害応急対策活動を支える拠点施設となります。災害時には施設管理者と官庁営繕部等が連携して、官庁施設の機能確保及び二次災害の防止に向けて対応する必要があります。そのためには、職員や通信手段が限られる状況においても官庁施設に関する被災情報等を適切に共有することが重要となります。このことから、「官庁施設の被災情報伝達要領」及び「被災情報伝達様式」を作成し、中央官庁営繕担当課長連絡調整会議の申し合わせとしております。

この記事では、被災情報の伝達先やその方法について紹介します。

1. 対象施設

災害時において被災情報を伝達する対象施設は以下の図のとおりです。対象施設の枠内、水色の網掛けがかかっている施設が対象、それ以外の施設は対象外です。



誰が送るの？

中国管内は

- ・合同庁舎
- ・一団地の官公庁施設
- ・一般庁舎
- ・労働保険官署及び職業安定官署

の施設管理者が対象です！

2. 被災情報の伝達が必要な条件

(1) 地震時

- ・震度5強以上の地域に所在する全ての施設（←被害が無い施設も、様式1にて要報告）
- ・震度5弱以下の地域に所在する**被害があった**施設

いつ送るの？

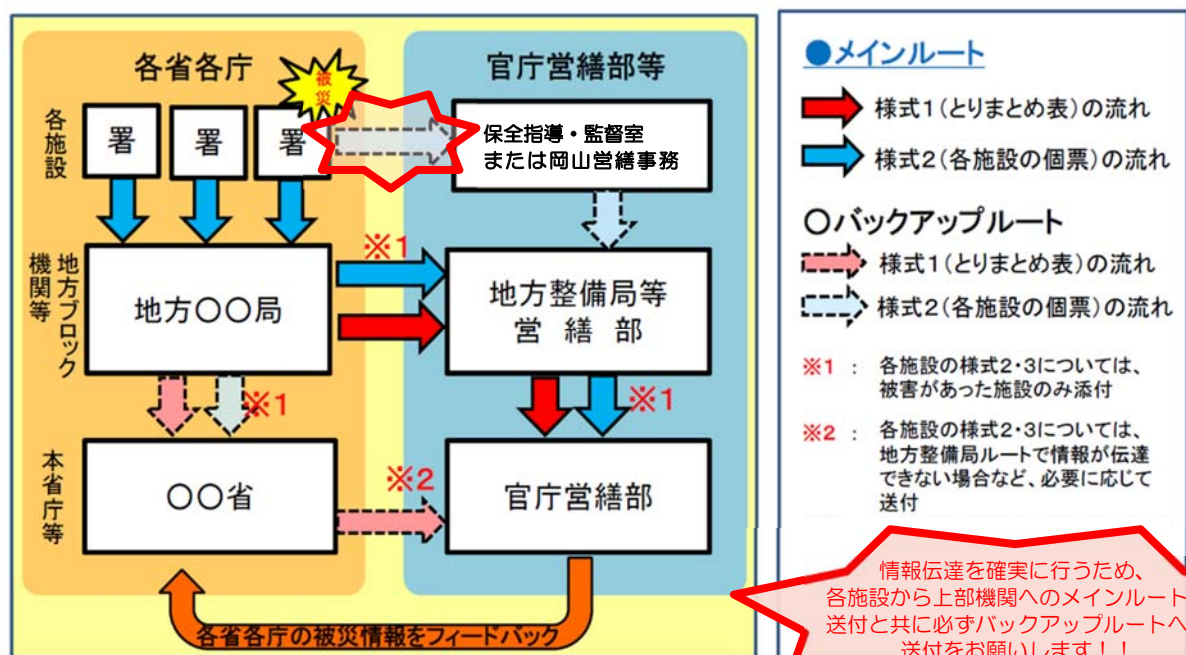
(2) その他災害時（風水害など）

- ・**被害があった**施設

地震や台風などの
災害時です！

3. 被災情報の送付先

災害時における庁舎等の情報を被災情報様式に記載し、下記防災用メールアドレスに様式を添付して送信してください。電子メールでの送付ができない場合は、記載した様式をFAXにて送付ください。



◆メインルート

地方ブロック機関等

→中国地方整備局営繕部 技術・評価課、計画課

どこに送るの？



防災用メールアドレス：eizen@cgr.mlit.go.jp

FAX：082-228-7317（←メール送付が出来ない場合）

◆バックアップルート

中国5県に所在する各施設

→中国地方整備局営繕部保全指導・監督室、岡山営繕事務所



防災用メールアドレス：eizenhozen@cgr.mlit.go.jp

メール送付が出来ない場合の宛先（FAX）

FAX：082-228-7317（保全指導・監督室あて） 対象地域：島根・広島・山口県

FAX：086-223-2246（岡山営繕事務所あて） 対象地域：鳥取・岡山県

4. 被災情報伝達様式

被災情報の伝達において施設管理者のみなさまに作成いただく様式は以下のとおりです。
各様式の Excel データについては、国土交通省 HP からダウンロード出来ます。

国土交通省 HP：官庁営繕 官庁施設の被災情報伝達要領等

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000022.html

(1) 様式1（被災情報のとりまとめ）【地方ブロック機関等】

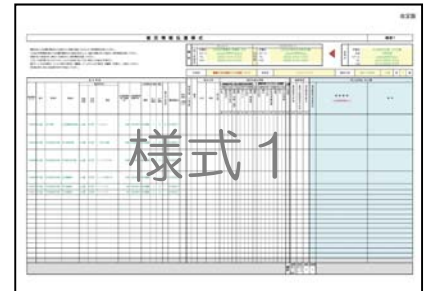
被災情報のとりまとめを行うための様式です。

発災後に各施設から報告のあった「様式2」

（震度5強以上の地域に所在する施設の「被害無し」

の報告を含む）の内容を転記してください。

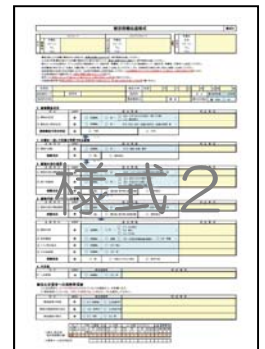
→様式1は BIMMS-N のエクスポートオプション
「被災情報伝達様式」から出力することが出来ます。
施設名から震度観測点までの基本情報が自動で転記
されますので、ぜひご活用ください！



(2) 様式2（個々の施設の被災情報）

個々の施設の被災情報を伝達するための様式です。

様式内に占める点検の段階ごとに施設管理者が安全を確保
しながら点検を実施し、記載してください。



(3) 様式3（個々の施設の被災状況写真）

施設に被害があった場合に、被災部位の写真を添付し伝達
するための様式です。

被害の部位や状況が把握しやすいよう、遠景と近景を撮影
し、様式内に添付してください。



なにを送るの？

↓被害があった施設のみ、様式2・様式3を送付



5. 問合せ

被災情報伝達についてご不明な点等ございましたら、中国地方整備局営繕部技術・評価課
（TEL：082-221-9231）までご連絡ください。

